

2

特244
127

貿易夏季大學講義録

上海共同租界の話

(上海共同租界
工部局收稅部)

渡邊俊郎氏述

社団法人 横濱貿易協會

148-228

8、
137

39
5

2



0018002-000

特244-127

上海共同租界の話

渡邊俊郎・述

横浜貿易協會

昭和14

ACJ

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第67条の規定に基づき、平成12年3月23日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

刊 行 之 辭

本會の貿易夏季大學も早や十歳を閲して、本夏七月廿六日より其の第十一回を開講した。貿易非常時を唱へらるゝの秋、本催の如き直接貿易振興に影響ある可き企ての年と共に隆昌に赴き、内容の充實して行く事は御同慶の至に堪へない。

抑も此の催たる、暑季休暇期間を利用して、耳に眼に外國貿易の理論と其の施設の現状とを知然せしめ、夫に依つて根本的に貿易振興を期せんとするもので、其の爲めには殆んど門外不出とも云ふ可き業界大先輩の特別出講を乞ひ、又開かずの門とも唱へらるゝ貿易の施設又は工場作業場の閲覧を頼み、以て斯界の有志に力強い貿易の響を與へ來つたのである。幸に之に賛するの士國の内外を擧げて來り加はり、聽講者中には内地各府縣は固より朝鮮、臺灣の外地大連、上海の東亞各國の名を見出すの状況にあり、その企圖の共銘者廣範圍に涉れるを知り、其の効果の尠からぬを自負し來つたのである。

茲に收める一編はその講義中の一つ、即ち本夏七月卅日渡邊俊郎氏の爲されたる講話の筆録を同氏の嚴密な校閲を経たもので、貿易夏季大學講義集の内に統合出版の豫定であるが、今や東亞永遠の平和確定の時、而てその中心ともなる可く又見様に依つては解決中心の論ともなる可き上海租界についてより多く、又より正しい理解を普及せしめる事の急速緊要なるを感じ、不取敢單行出版關係者に頒布する次第である。蓋し渡邊氏は上海工部局にある事卅年、邦人職員中の白眉であり、現に捐務部次長の要職を占め、本問題を語るに之に過ぎる人なきを以てある。熟讀玩味参考とせられん事を切望して已まぬものである。

昭和十四年十一月

社 團 法 人 横 濱 貿 易 協 會

特244
127

上海共同租界の話

上海共同租界工部局收稅部 渡 邊 俊 郎

目 次

- 一、序.....二
- 二、上海共同租界の起源.....三
- 三、現土地章程の基本.....三
- 四、工部局の語源と共同租界の創成.....四
- 五、租界内に於ける邦人居住者の變遷.....五
- 六、日本人以外の外國人.....七
- 七、租界の支那人.....七
- 八、關北と支那人.....八
- 九、支那人の住宅と教養.....九
- 一〇、現在の租界制度.....一〇
- 一一、納稅者會議 (Ratepayer's Committee).....一一
- 一二、稅單位の基準.....一二
- 一三、市參事會員の資格.....一二

上海共同租界の話

一四、	参事會員の權限	一三
一五、	参事會員の選舉	一三
一六、	日本人参事會員	一四
一七、	日本人参事會員増員問題	一五
一八、	工部局の眞の名稱	一六
一九、	工部局の組織	一七
二〇、	工部局日本人職員	一七
二一、	工部局の豫算	一八
二二、	越界築路	一九
二三、	結 論	二〇

一、序

私は只今御紹介に與りました渡邊でございます。此の度は休暇で歸つて来て居りますので、何も材料を持つて居りませぬ。それで數字其他に關しましては纏つた事が申上げられませぬので、御期待に副ふやうなお話が出るかどうか分りませぬのと、もう一つは政治的のお話を申上げることが出来る、多少とも興味があらうと思ひますが、斯う云ふ風な事態にあるので、又自身の立場から申しましても一寸差控へなければならぬので、上海の共同租界の成立ち、並に機構其他に付てお話申上げ、若し時間がありましたら固苦しいことでない方面のこともお話申上げようと思ひます。此の話をしると云ふことの仰せがあつたのが一昨日で、今日も先約があつて其の方に參つて居たので、何も調べる事が出来ませぬ。間違つた點もあるかも知

れませぬが、豫め御断り致して置きます。

二、上海共同租界の起源

上海の共同租界と云ふものに對しましては、新聞雜誌等で皆さん既に御承知のことが多いと思ひますが、一通り申上げること致します。上海の租界と云ふものが出来た一番の初りは、有名な支那と英國との間に發生した阿片戦争の結果に依りまして一八四三年(天保十四年)——今から九十七年程前——其の八月二十三日に南京條約と云ふものが締結されました、それに依つて上海其他の場所に居留地を置くことになりました。上海に於ては英國の領事バルフォアと云ふ人が上海の道臺——道臺と云ふのは日本の縣知事のやうなものに當ると思ひます。此の道臺との間に色々交渉致しましたが、清國政府は專管居留地を置くことに賛成したが、地方の官憲である道臺の反對に遭つて、中々巧く行かなかつたのであります。併し色々交渉の結果、英國人が支那人の地主から土地を買ふことの出来る地域を決めることに成功して、是が支那に於ける租界の一番古い形でございます。それから漢口、廣東、天津、厦門其他の場所に租界と云ふものが出来た譯であります。日本の租界も何ヶ處かございますが、只今問題になつて居る天津の日本租界、漢口の日本租界が活躍して居る位で、其他の蘇州、杭州などは草ぼう／＼とした土地にあります。是はずつと後の話でありまして、天保十四年に出来たのは英國の專管居留地、詰り租界でございます。

三、現土地章程の基本

只今申上げましたやうに土地を買取ることの出来る地域と云ふものゝ設定が出来まして、其處に英國人の商社の極く僅かなものが設置されました。其の翌々年即ち一八四五年(弘化二年)十一月二十九日に現在の

上海共同租界の使つて居ります土地章程 (Land Regulation) の基となつた最初のもが初めて發布されました。是は租界の憲法のやうなもので、儲か二十三ヶ條から成立つて居るものでございます。之に依つて東は黃浦江を境とし、それに直角に流れて居る洋涇濱と云ふ河——現在之を埋立て、アベニュー・エドワード七世路となつて居りますが、是を南の境、北は現在の北京路と云ふ通りが境となり、西は一向はつきりして居りませぬでした。併し其の翌年領事と道臺との間に協定が成立して、西は現在の河南路と云ふことに確定したのであります。其の廣さは八百三十モウ、畝(モウ)と云ふのは支那の土地の面積の單位で、一畝は日本の坪數にして約二百坪。それで八百三十畝は日本の一萬六千坪程となります。租界として初めてはつきりした區域が出来たのでございます。

それから一八四八年(嘉永元年)に、現在の上海を御承知の方はお分りと思ひますが、競馬場の東にある通りの西藏路まで擴張されました、廣さが約二千八百二十畝、五十六萬四千坪程になりました。又此の土地章程に依つて土地は總て英國の領事館に登録する必要があるもので一般外國人も英國領事の許可を得なければならぬことになつて居つたのであります。

四、工部局の語源と共同租界の創成

工部局と云ふ名前は洵にをかした名でございまして、是は租界の政廳、或は市役所のやうなものであります。どう云ふ譯で工部局と申すかと言ふと、是は租界の最初の成立ちから土地を買取るとか、道路を建設するとか、家を建築するとか云ふことだけでございましてから、支那人は之れを清朝時代の政府の六部と言つて、我國の省(つまり商工省とか文部省とか云ふ省)の様なものゝ中の土木の事を司つて居る工部を取つてつけたのであります。部も局も同じやうな意味であります、支那人が其の下へ局と云ふ字を勝手に附加へ

て工部局。それが自然に言ひ習はされたのが現在の工部局であります。是は英國の租界だけでなしに、各國の租界に於ても工部局と云ふ名を付けられて居ります。但し日本の租界は別です。

其の後上海には同様な條件で米國も佛蘭西も居留地を獲得して、それ〴〵經營して居りました。ところが一八六三年(文久三年)に各國の領事が集つて、之を全部一緒のものにしようぢやないかと云ふ話が出ました。そこで英米佛の三國租界を打つて一丸とした共同租界になるやうに意見は一致したのであります。佛蘭西だけが本國政府の批准を得ることが出来なかつたので、其の約束から逃げて獨立しました。英米の租界だけが一緒になつて、七千八百六十五畝、約十五萬坪の共同租界が出来たのであります。此の文久三年時分には日本人は全然行つてられなかつたと見えまして、現在使つて居る工部局の旗には英、米、佛、西班牙和蘭等十二ヶ國の旗が付いて居ります。當時上海に在つた領事館が十二ヶ國だけであつたので、さういふものが出来たと云ふ話を聞いて居ります。

一八九九年(明治三十二年)現在行はれて居る新しい土地章程と云ふものが發布されました、支那政府との間に明確な租界の境界線を決定しました。是が現在の地域でございます。それ以後には變更はございません。それは先程申上げましたものより餘程廣くなつて居て、三萬三千五百三畝、約百七十萬坪、凡そ九平方哩程の廣さになります。

五、租界内に於ける邦人居住者の變遷

英國が上海に專管居留地を拵へた初期の時代、一八四九年(嘉永二年)の戸口調査に依りますと、是は英國人だけに就て行はれたもので、約百七十五名でございました。其の後一八六三年に共同租界になつてから戸口調査が初めて行はれたのが一八七〇年(明治三年)であります。それから私幸に此處に一九三五年に行

はれた戸口調査の發表されたものを持つて居りますから、餘り興味がないかも知れませぬが、先づ日本人について一寸説明することに致します。云ふ迄もなく是は共同租界に住んで居る日本人だけで佛租界と租界外の支那街に住んで居る人達は含まれて居りません。

明治	三年	七名	
同	八年	四五名	
同	十三年	一六八名	
同	十八年	五九五名	
同	二十三年	三八六名	此の減つた理由は一寸分りませぬ
同	二十八年	二五〇名	是は日清戦争の結果です
同	三十三年	七三六名	
同	三十八年	二一五七名	日露戦争の終つた年には一遍に殖えました
同	四十三年	三三六一名	
大正	四年	七一六九名	倍以上になりました
同	九年	一〇二一五名	
同	十四年	一三八〇四名	
昭和	五年	一八四七八名	
同	十年	二〇二四二名	

大正四年は支那の清國政府が革命軍の爲に倒されて、其の第一革命が成立したのが大正元年なので新しい支那が出来た頃で、當時日本人が一度に殖えました。尙ほ當時は佛租界、租界外等にも多數の邦人が居住し

て居りましたから、之を合せると日本人の数は一萬を超して居た筈であります。私が参りました大正元年には既に一萬と云はれて居りました。又工部局の調査は毎五年の十月に行はれますので日本の國勢調査の何時も後に行はれて居ります。

六、其の他の外國人

英國人の方は詳しく申上げませぬが、前に申した通り一八七〇年(明治三年)にはもう八九四名も居りました。それから段々殖えて昭和十年の一九三五年には六、五九五名。是は印度人は含まれて居りませぬ。新聞等で御承知の頭にターバンを巻いて、髯を生やした巡查、守衛をして居る印度人は約二千三、四百名居ります。是は英國人でありませんが含まれて居りませぬ。次に多いのは白系露西亞人で、是が上海へ非常に逃げ込んで居ります。是が三〇一七名。亞米利加人二、〇一七名。葡萄牙人一、〇二〇名、獨逸人一、一一三名。あとは千以上の者は居りませぬ。フィリッピン人、佛蘭西人、伊太利人、波蘭人、丁抹人、西班牙人、瑞西人、希臘人、ラトビヤ人、諸威人、チエツコスロバキヤ人、埃太利人、瑞典人など、五十三ヶ國程の人が住んで居ります。此の總數が一九三五年の調査の結果三八、九一五名でございます。其の中日本人二〇、二四二名でありますから、過半數が日本人であります。此の外國人も一八七〇年(明治三年)時代には亞米利加人が二五五名、葡萄牙人が一〇四名、獨逸人が一三八名、西班牙人四六名などが多かつた方で、あとは三名五名、十名などでありました。外國人の職業に付て調べたものもありますが、興味もないことなので申上げないことに致します。

七、租界の支那人

最初に專管居留地の出来た當時には支那人の專管居留地内に居住することを全然認められて居りませぬ。現在では廣東の居留地などは支那人の居住を認めて居ないのであります。併しそれでは住んで居る人が不便だと云ふので一八五三年（嘉永六年）に英國人の使用人と、食料其の他を販賣する商人を合計で五百名だけ入れることを認めたのであります。それで初めて支那人の專管居留地内の居住と云ふものが始まりまして、此の支那人の居住を認めると云ふことを規定した年に大平賊の（一名長髮賊）亂と云ふものが起りまして、それが上海の南の方の上海縣城のある處を占領したので此時に始めて義勇團と云ふものが租界警備の爲に一般の人から募集されましたのが現在數千の團員をもつ義勇團の濫觴であります。其の南の方から一般支那人が澤山避難して参りました。之を追出すと長髮賊に殺されるとか、色々な危害を加へられると云ふので、約二萬人の避難民を居留地内に居住させることになつて、一遍に支那人の數が殖えた譯であります。それから七年ばかりした一八六〇年（萬延元年）に再び長髮賊の爲めに續々と避難民が逃げ込んで來ましたので、又支那人の數が殖えました。明確な數は書いたものがございませぬので分りませぬが工部局の一八七〇年（明治三年）の第一回戸口調査に依ると約七萬五千名になつて居ります。それが一九三五年には百十二萬八千六百六十名。併し實際の支那人の數を調べると云ふことは非常に困難であります。本當の數を言へば税金を餘計取られるだらうとか、水道料を餘計取られるだらうと云ふやうなことで、調査が中々困難だつたのであります。一九三五年のは割合に實際に近い數になつて居たと、私がやりました結果申上げることが出来ると思ひます。今後の事變でも非常に數が殖えたり減つたりして居ります。上海近郊に居る者が中へ逃げ込んだり中に居た金持は田舎へ逃げるると云ふ譯で、はつきりした調査はどこでも出来て居ないと思ひます。

八、閩北と支那人

今度の事變で上海で最も激戦の續けられ、日本の陸戦隊が非常に勇敢に八月十三日から十月二十七日まで七十數日間戦つた閩北——此の閩北と云ふ讀方が洵に妙であります。ザと云ふのは支那（上海音で、日本語ではコウであります。又北と云ふ字は日本の音はホクでございますが、北京音ではペー、上海語ではボ。隨て閩北は北京音ではチャツペー、上海音ではザツボ。日本では支那音と日本の音とを結び付けてザホク。是が一般日本人の間に通用されて居るのは洵に不思議ですが、斯う云ふものは符牒に過ぎないものでございすから、それで通用すれば宜い譯であります。

此の閩北に非常に澤山な支那人が居住して居ります。佛蘭西租界の北に共同租界がありまして、又其佛租界の南に昔の上海縣城があつた譯であります。其處を南市と言つて居りますが、此の南市に居る支那人も非常に大きなものであります。佛蘭西租界にも相當居ります。支那の市政府の發表に依りますと、一九三五年には三百五十萬と言つて居ります。恐らく實際の數はそれより多いのではないかと思ひます。

九、支那人の住宅と教養

是は餘談でございますが、支那人の家と云ふものは普通間口十二尺奥行三十六尺、是がスタンダードサイズでございます。二階までの高さが約十四尺。それから又十二尺位のところに屋根が付いて居ります。斯う云ふ長家が上海には無數ございます。それで其の家に二階や中三階を造つて、それにもごろ／＼と住んで居ります。上海は非常に家賃の高いところで、さういふ家が大概三十五圓から四十圓。何も造作が無くてさうでありますから、單獨で借りることは困難なので、さう云ふ風に一軒の家を幾つにも仕切つて幾家族も住んで居る譯であります。さう云ふやうなことから勘定して、人間の數も非常に多いのであります。又支那には上層階級と下層階級とがあつて、中産階級がない。尤も上海邊りにはございますが、大部分は下層階級で

上層階級は全體に對して極く僅かでございます。隨て字の讀めない、無智文盲の人間が非常に多い。又支那ではそれでも生活が出来るので、田舎などへ参りますと皆茶館へ茶を飲み集つて、其處で字の讀める者が皆に其の日の新聞などを讀んでやる。それが村一番の物識りだと云ふ譯なので、調査票などを渡しまでも字の讀めない者は藥屋の廣告か何か位にしか考へないで、それを捨て、しまふ者もあります。それで今度それを取りに行くに恥かしいので逃げてしまふと云つた様なのが澤山ありますので、實際の數は餘程多くなると思つて居ります。

一〇、現在の租界制度

人口のことはそれ位に致しまして、共同租界の基礎的法規とでも申しませうか、さう云ふものにて申上げます。土地章程のことは前にも申上げましたが、一八四五年十一月二十九日に二十三ヶ條から成る土地章程が制定され、其の後數回に亘つて修正されました。現行のものは一八六九年に出来たものでございまして、其後一九二八年と一九三〇年に支那人參事會員の施設と増員の改正があつた文で現在でも其儘使つて居るのであります。此の土地章程に依つて一般居留民中から選舉されました市參事會員が租界の行政を執行することになつて居ります。此の參事會と云ふものが上海の最高の行政機關でございます。是は外國人九名、支那人五名から成つて居ります。支那人は特別の事情の爲に一九二八年、新たに三名参加する事になり一九三〇年に五名となりましたが、是は支那人の利害に關することのみ關與することが出来て、外國人の利害に關するものには口を出ることが出来ないことになつて居ります。實際は主に外國人參事會員九名でやつて居る譯であります。其の九名の參事會の上に各國の領事團がありまして、此領事團が監督をして居る譯であります。

此の土地章程は支那との間に條約のある、所謂治外法權を享有する國の領事團と支那の當局、詰り現在なら維新政府——國民政府時代には市政府——の同意を得て、それから駐支外交團（大公使の團體）と支那政府の最高機關との間に同意を得ないと、其の變更は出来ないと云ふことになつて居ります。此の土地章程を補足するものに Bye Law と云ふものがございまして。是は納稅者會議の決議を経て、領事團の大多數が賛成すれば修正が出来ることになつて居ります。其の外「交通」「建築」「衛生」などに對する細則。是は市參事會で制定することも出来れば廢棄することも出来、又修正することも出来ます。日本の交通、建築、衛生等の規則と同じやうなものであります。

一一、納稅者會議

今申しました納稅者會議 (Rentpayer's meeting) 是は共同租界内に居住して居る外國人で、税金を一年に五十八弗二十八仙（上海弗）又は地租を十三弗九十九仙納める者を納稅者 (Rentpayer) と稱して、此の納稅者に依つて毎年一回開催されるものであります。之に依つて税金の率とか、鑑札料とかを決定、市參事會の提出した豫算決算の審議、公債發行、土地委員の選舉などを行つて居ります。其の外に特別納稅者會議と申すのがあります。先程申上げました土地章程の修正、Bye-Law の變更などに關しては此の特別納稅者會議 (Special Rentpayer's Meeting) に依つて審議され、其の審議されたものを領事團に提出して領事團が支那の地方當局の同意を得て外交團に提出し、外交團が支那政府の最高機關と協議の上、之を同意させて改訂すると云ふ事になつて居ります。此の特別納稅者會議を招集するのには、領事團或は領事全體でなくても或る領事が必要と認めた時、或は納稅者の誰かと同じ納稅者二十五名の連名文書に依る賛成を得て之を領事團に提出し、領事團の同意を得て招集されるのであります。總て特別納稅者會議で審議された事項

は、領事團の承認を得なければならぬと云ふことが、普通の納税者會議と變つたところでございます。

一一

一二、税單位の基準

先程税金に付て年額五十八弗何がしと云ふ半端なものを上げましたが、是は數年前の國民政府の幣制改革以前に兩——之れは銀の目方十匁のこと——と云ふ金が使はれて居たので、それで殆んど總ての商取引公課等に使はれて居て工部局の税金の徴收又は支拂、外國人の俸給等が此の兩を使つて居た爲にさうなつたのであります。一兩が一弗三十九仙程に當りますので、以前は年額五百兩以上の家賃の家に居住して居る人(現行の規定に依ると家賃の一割六分を納入して居ります)或は十兩以上の地租を拂ふ人が納税者になることに決めてありましたから、自然半端も出て参りました。

一三、市参事會員の資格

市参事會員になるにはどうしたら宜いかと申しますと、年額千二百兩以上の家賃を拂つて居る人。家賃を拂つて居る人と言ふと非常にをかした話であります。上海には先程申したやうに五十何ヶ國の人が居ります。それに支那人が加つて居るので、其の税率を決定する材料を調査するのに非常に困難であります。そこですつと以前の英國の專管居留地の時代には、市税として徴收するのに基本を家賃に取つて居たので、それを引續いてやつて居る譯であります。随て非常に大きな商賣をして居ても、間借をして居る人は税金を直接には一文も拂はない。又内容はどんなに小さくても、非常に大きな家に住んで家賃を澤山拂つて居れば、それだけ税金を餘計取られると云ふ形になりました。非常に不合理であります。他の方法ですと支那人は洵に胡麻化することの上手な國民で、工部局が假に収入調査を帳簿に依つてやるとすると、工部局に對する帳簿と

云ふものを拵へる。さう云ふやうなことから現在でも非常に原始的な方法を取つて居ります。私自身もやつて居りまして、洵に不都合だと思つて居りますが、吾々が之を左右することの出来ない地位に在りますのと英國人の保守的の國民性から斯う云ふことになつて居るのだと思ひます。それで年額千二百兩以上の家賃を拂つて居る人は、それに對する税金を工部局に納めて居るので、市参事會員の被選舉權が得られると云ふことになります。是は毎年納税者に依つて選舉されます。

一四、参事會員の權限

此の参事會員の權限と云ふものは、色々の課税の外、豫算の編成、決算書の作成、それ等を納税者會議に提出すること、細則の制定、是は先程申した交通、建築、衛生などに關するもので、又其の改廢、それから土木、建築、警備、教育などの小さい部門に亘つて、居留民の有力者とも申しますか、さう云ふ人達に委員をお願ひする其の委員の任命などをやつて居ります。

一五、参事會員の選舉

此の市参事會員の選舉は毎年ございまして、改選後第一回の會議で議長、副議長を互選します。全部で九名であります。三名以上の出席があれば會を開くことが出来ます。議決は多數決と云ふことになつて居りますが、同數の場合は議長がキャスティング・ボートを持つて居ります。又議長は對外的に工部局を代表して色々な交渉に當つて居ることは、新聞などで屢々御承知と思ひます。テロ事件其他今度の事變中に色々な事が起つた場合に、何時もフランクリンと云ふ参事會議長が日本軍の最高機關と交渉したり、或は領事公使などとの交渉に當つて居ります。此のフランクリンと云ふ人は亞米利加人でございしますが、もう數年議長を

やつて居ります。支那人は先程申したやうに一九二八年に三名新しく参事会員となりまして、二年後に五名に殖えましたが、現在も同数でございます。現在市参事会員は何處の國の人がやつて居るかと申しますと、英國人が五名、日本人二名、亞米利加人二名、其の亞米利加人二名の中から議長が出て居る譯であります。此の邊が英國人の狡いところで、十年程以前に英國人が議長を罷めてから亞米利加人が引續いて議長をやつて居ります。

一六、日本人参事会員

日本人の参事会員が出来たのは一九一五年でございます。私が工部局に入つた年に日本郵船會社の上海支店長石井徹さんが初めて市参事会員の選挙に出馬されました。其の時は落選しましたが、其の後歐洲戦争が始まりまして、獨逸人の参事会員が歸國する爲に補缺として入りました。是が第一回の日本人の市参事会員でございます。併し石井さんは直ぐお辭めになつて、翌年は三井物産の支店長藤村義朗——男爵で遞信大臣をやられた方がありますが、亡くなりました——此の方が二回出ました。此の時に面白いことは藤村さんが最高點で當選したことあります。當時日本人の有権者は總數二千五百票に對して百三十四票位しかありませんので日本人だけの力では出すことが出来なかつた。併し當時日本人が非常に殖えて居るので、英國人は六名出て居りましたから、一人位日本人が入つても大勢に變りがない。上海の市参事会員の選挙と云ふものは洵に古い方法で、九名に對して候補者氏名を十名でも十二名でも立候補者の數だけ投票用紙に印刷して、其の中の二名なり三名或はそれ以上なりを消して九名又はそれ以内を投票すると云ふ連記法でございます。當時英國人同士の競争があつて、日本人はどちらにしても入れないと相手落ちないと云ふので、敵味方共に日本人を残して相手を消した爲に、日本人が最高點となつたのであります。當時最高點で出た市参事会員

は何時も議長になることになつて居りましたが、藤村さんは之を辭退したので、前からの名議長であつたビヤス氏が引續いて議長をやりました。

藤村さんが辭めてから上海取引所の重役であつた吳大五郎と云ふ人が二年程やられました。其の後は郵船の伊吹山さん、滿鐵の櫻木さん、此の方は六年ばかり續いてやられました。それから上海の總領事、奉天の總領事等をやられた船津辰一郎さん、此の船津さんの時に日本人をもう一人入れたらどうかと云ふ話が出まして、現在も上海に居られる岡本乙一さんと云ふ辯護士の方がなりました。それからはずつと引續いて二名宛出て居ります。三井物産の福島さん、郵船の齋藤さん、山本さんも参事会員になりました。現在では大阪商船の杉坂さんと岡本さんの二人でやつて居られます。

一七、日本人参事會増員問題

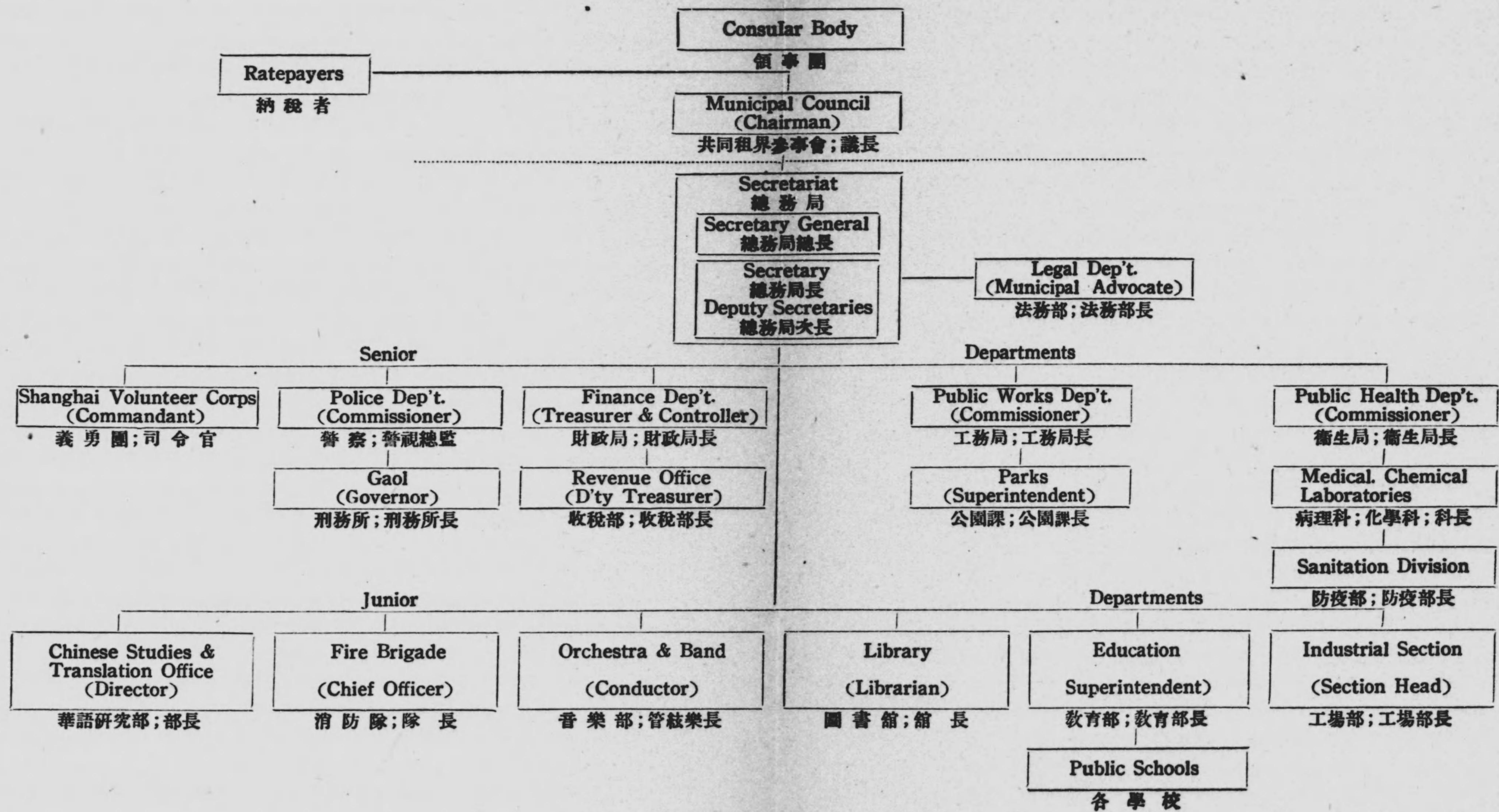
日本人の一部分の方は、日本人が是程大勢居るのに、何時までも二名では不都合ではないか。三名にしたらどうかと云ふ話が十分前からあります。日本人の選挙権が足りないからと云ふことで大分長いこと其の意見を抑へて居りましたが、日支事變の始まる前年に、何でもかでも三名出さうと云ふので出しました。當時日本人は八百六十四票ありましたので、全部を狩出して八百五十何票かを入れました。さうすると之に對抗して英國人がやはり日本人のやうに狩出をやつて、千何百人と云ふ人が出ました。それで日本人は一名落選して、後の二名が當選した形になりました。現在でも各國別の有権者數と云ふものは發表されて居りませぬので、吾々にも分らないのであります。其の時分日本人の數だけは分りましたが、英國人、亞米利加人などは名前で見分けることは困難であります。當時の日本人の有権者は八百六十四名、英國人千三百五十名、米國人四百名、獨逸人二百名、其の他の各國人合せて約千名でありました。現在も此の數には變りがありま

せぬ。日本人は數ばかり多くても、工部局に對する勢力と云ふことから行くと有権者が少いのであります。納稅者會議や市參事會で日本の言ふことを通さうとするには、有権者の數をもつと殖やさなければなりません。それが一向殖えない。是は吾々其の衝に當つて居る者から言ふと、口惜しい話であります。それは簡單な譯でありまして、年額五百兩以上の家に住んでそれに對する税金を工部局へ拂ひさへすれば宜しいのであります。日本人の方々は租界外に非常に多く住んで居るので、一向に此の有権者の數が殖えないのであります。最近私の友人からの手紙に依ると、今事變以來日本人の居留民の數は四萬五千とか五萬とかに殖えて居ります。隨て自然有権者の方も殖えて居ると思ひますので、近い中に此の問題も何とか解決されるのではないかと思つて居ります。併し現在では英國人の千三百五十票にどうしても勝てないことになつて居ります。

一八、工部局の眞の名稱

此の工部局の本當の嚴格な名は英語で申しますと Council of the Foreign Settlement of Shanghai であります。市參事會議長の公文書には是であります。普通は Shanghai Municipal Council と云ふ名を使つて居ります。是が本當の名前で、之を支那人が先程申したやうな事情で工部局と呼んで居り、日本人も工部局と言つて居りますが、日本人が工部局と言ふのはどうかと思ひます。是で通るものなら仕方がありません。上海に居られる有識者の間には行政廳と變更したらどうかと言つて居ります。併しそれは中々難かしいことなので、まだ其の儘になつて居ります。

一九、工部局の組織



工部局の組織は表で御覽を願ふことに致しますが、總務局と云ふのは市參事會の會議の決議に基いて、其の命令を各局課に傳達するとか、領事裁判などに對しては市參事會議長が工部局を代表しないで、總務局長が代表するとか色々細かい権限がありますが、唯斯う云ふ組織であると云ふことだけで宜しからうと思ひます。

二〇、工部局日本人職員

工部局には日本人の諸君がどの位居るかと申しますと、總務局長 (Deputy Secretary) に指宿秀彦と云ふ人が居られます。總務局長と云ふのは四人居りまして、其の中の一人であります。其の外に總務局に日本人が二人居ります。それから衛生局の病理科で、顯微鏡で傳染病の細菌を覗いて居る人に永井勇と云ふ慶應出の醫學士の方が居て、此の方が病理科の副長をやつて居ります。衛生局には其の外に約七名、看護婦三名、財政局には私達五名が居り、工務局には八名。工場部には最近一名配屬されました。警察の方は外國人四百七十一名、日本人二百六十七名、印度人五百六十一名、支那人四千二百二十三名、合計五千五百二十二名居ります。警視總監の直ぐ下に副總監がありまして、それに警察部長をやつて居られた赤木親之と云ふ方が最近來られました。赤木さんは其の前にも上海の領事館で警察部長をやつて居られたので、上海は二度勤めでございます。他にももう一人副總監として以前から上原さん、是は英國で領事館に居られた方でありませんが、此の方がやつて居られました。それが昨年(昭和十三年)十二月、日本軍が上海市内の行進をやつた時の爆彈事件から事態が非常に紛糾して、日本軍との間に取決めが色々出來ました。其の時日本の権限が大分擴張されましたが、其結果として赤木さんが來られたのであります。日本隊の二百六十七名は一昨年(昭和十二年)の數で、昨年は一寸減つて、其の後又募集されたので、やはりそんな數だと思ひます。此の日本隊が出來たのは

一九一六年（大正五年）十一月、警視廳から大串爲八と云ふ警部が巡查部長二名、巡查二十七名、合計三十名で参りました藤村男爵が市参事會員の時であります。其の後餘り殖えませぬでしたが一九二一年頃から段々と三十名殖え、五十名殖えて、現在では二百六十名内外になつて居ります。

二二、工部局の豫算

次は豫算であります。丁度昨年度（一九三八年度）の極く大雑把な豫算の數字が手元にありますので、概略を申し上げます。豫算決算は一般、臨時、教育に分れて居ります。左の通りであります。

一般 歳入 二二、一六六、六八〇弗

歳出 二四、八〇九、六二〇弗

差引 二、六四二、九四〇弗の赤字

此の赤字は前年度剩餘金で大部分が埋められ、又公債に依つても埋められて居ります。

臨時部 歳入 一四、五九一、三〇〇弗

歳出 一四、四九七、三七〇弗

差引 九三、九三〇弗の剩餘

教育 經常部 歳出入共 一、九五〇、一三〇弗

臨時部 歳出入共 二八、七〇〇弗

教育に非常に大きな金を使つて居るのはどう云ふ譯かと云ふ疑問が起ると思ひます。是は日本人の女學校商業學校、小學校などに年額十三萬五千弗と云ふ一番大きい補助金を出して居ります。其他に亞米利加の學校にも一、三萬弗出して居り、獨逸の學校も貰つて居る筈であります。それから支那人の學校も三百弗か四

百弗貰つて居ります。上海邊の支那の小學校は多く寺小屋式のもので、同じ部屋に尋常一年生から六年生まで居る。それが同時に大きな聲で本を讀んだり色々なことをして居ります。吾々が見ると洵に滑稽であります。日本の昔の寺小屋と云ふのはこんなものであつたらうと思はれるものを現在やつて居ります。さう云つたところにも多少の補助をして居る譯であります。公債は兩公債の未償還のもので古い兩のものが四百八十萬兩、弗のものが二千六百九十八萬二千百弗と云ふことになつて居ります。

二二、越界築路

豫算などの數字は大して興味がないことありますから此の邊で止めて、先程一寸申上げた越界築路に付て申し上げます。一番初めは租界から離れたところに公園があるので、それに通じる道路の建設を支那當局に認めさせ、それを工部局が建設しました。其の道路に圍まれた中は租界と同じやうな取扱をする譯であります。是は非常に不合理だと云ふことを支那の新しい教育を受けた學生達が言ひ出し、之を取戻さうと云ふので此の數年間非常にごた／＼しました。併し一番初めに出來た土地章程第六條に、公園に達する道路を拵へることが出來ると云ふことが決められてあるので、一向不都合はないと思ふのであります。支那の方から言へば主權侵害とか云ふので問題になつたのであります。一八九九年に延長約十三哩程の道路が建設されて二年後に虹橋路が出來ました。此の方面は外國人の住宅地となつて居りましたが、其の後支那人の金持も大分住宅を拵へて非常な數になつて居ります。是は西の方であります。北の方では現在日本人の住宅地其他になつて居るところで約四哩半の北四川路、狄思威路があります。北四川路の終端には日本の陸戰隊の兵舎の立派な建築とか、病院、俱樂部、倉庫などの陸戰隊關係の建物が澤山あります。新公園附近は陸戰隊の廳舎が軒を並べて居る形であります。今度の戦争も此の北四川路に沿つて激烈に、約三ヶ月に亘つて行はれ

た譯であります。此の北四川路の最前線の近いところは五十米、遠いところで二百米。其處で數萬の敵を控へて極く少數の陸戦隊が三ヶ月持耐へたのであります。此の方面は主に日本人と支那人のインテリ階級の住宅地になつて居りまして、今度の戦争で殆んど全部の家が砲弾や爆弾、機關銃弾などで壊されたので、廣い焼け野原になつて居ります。

一九一八年以後に西の方に多少の擴張が有りました、虹橋路の最後のところに虹橋飛行場があります。是は商業用飛行機の發着場であります、實際は軍用飛行場でありました。此の飛行場から北の方へ折れた通りを碑坊路と言つて、大山大尉の殺された所であります。支那側の言ひ分は飛行場へ入つて來ようとしたから射撃したと言つて居りますが、實際の場所は飛行場の入口から約三百米程北の方で自動車を顛覆して居れば、大山大尉の死體もあつた。運轉して居た水兵の死體もそれから四、五百米先で機關銃でやられて居た。死んだ人間が二百米も三百米も自動車で走る筈はない。明に不法射撃だつたことがよく分ります。此の碑坊路が最後の線になつて、西の方は延長四十三哩、北は一向殖えませぬで約五哩程。土地章程第六條に依つて建設した道路は、道路だけが工部局のもので、其の中は純然たる支那の土地でございます。其の支那の土地へ支那の警察官其他公務を持つた者が行かうとしても、結局其の道路を通ることが出來ないので、自然其の中の土地も工部局の管轄になつて居ります。さう云ふやうに英國人と云ふものはするいので、それから税金をどん／＼取上げて居る譯であります、今度の維新政府がしつかりしたものになれば、さう云ふものは無論撤廢されなければならぬと思ひます。

二三、結 論

是は私の口から申上げるのは工合が悪いのでありますが、大體租界などと云ふのは無くなるべきものであ

ります。横濱にも元專管居留地がありました、現在は全く撤廢されて非常に宜くなつて居ります。是と同じで、租界と云ふものは實に不都合なものだと言ふに拘らず今まで租界が續いて來たのはどう云ふ譯かと申しますと、無論外國の權益擁護の爲に續いたには違ひありませぬが、支那の要人金持などが、租界より離れた所、詰り純然たる支那の主權の場所に居ると、内亂其他の爲に掠奪などを行はれ危険である。それが租界へ逃げ込むと支那の軍隊警察一切の手が及ばない。所謂安全地帯である。政治家などの亡命にしても、最高の連中は外國へ逃げるのが出來ますが、それ程の地位でない者は租界に逃げ込むのが一番便利である。又情報の蒐集にも都合が好いし、再び乗出すにも近くて宜い。そこで口には租界の不合理を唱へても、實際は租界を利用して居つた譯であります。

まだ申上げたいこともありますが、時間もございませぬので是で終ることに致します。

399
539

昭和十四年十一月十五日印刷
發行所 橫濱市神奈川區七島町一七
發行所 齊藤
印刷人 橫濱市中區住吉町五ノ五八
印刷人 鈴木清五
印刷所 橫濱市中區住吉町五ノ五八
印刷所 橫濱活版會
印刷所 橫濱市中區海岸通一丁目
印刷所 法人 橫濱貿易協會

9
39